

三鷹市教育委員会 様

学園・学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
校長名 上原義人



令和6年度 校内通級教室の教育課程について (届)

このことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 校内通級教室の教育目標

- (1) 肯定的な自己理解を促し、情緒の安定を図る。
- (2) 状況に応じて、感情や行動をコントロールする力を育てる。
- (3) 集団生活に必要な行動様式や技能を身に付けさせる。
- (4) 自己の感情や思考を適切に表現し、人間関係形成に必要な伝達能力を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童の実態把握に努め、在籍校への適応と将来の自立を目指すために個に応じた達成可能な個別指導計画を作成し指導を行う。
- (2) 社会集団生活に必要な技能やコミュニケーション指導を効果的に行うために、個別指導や小集団指導を効果的に組み合わせ、教員が連携を図り指導を行う。
- (3) 将来の自立を視野に入れ、在籍学級、保護者、医療機関等の関係諸機関との連携を十分に図り、指導を行う。
- (4) 通級児童に対する周囲の理解を深め、児童が互いに認め合い、協力して学校生活を送ることができるようにする。

3 指導の重点

- (1) 自身の学習について振り返ることができるような機会を設け、肯定的な自己理解を促し、情緒の安定を図ることにより、社会参加や自立の基礎的技能や意欲を培う。
- (2) 他者の意図や感情を理解し、円滑な人間関係を築くことができるようにする。
- (3) 感覚、運動機能の向上を図り、姿勢と運動・動作の基本的技能を育成する。
- (4) 獲得している言語をコミュニケーションの手段として適切に使用できるようにする。

4 その他の配慮事項

- (1) 担任や学年の先生との連携を密にし、円滑に在籍学級で適応できるよう支援する。
- (2) 個に応じて必要な自立活動を保障し、内容を充実させるために、実態に応じたグループ編成を行い、複数教員で小集団指導を行う。
- (3) 客観的な実態把握をし、個々の認知能力を考慮し、自助資源を生かした指導を行うことができるよう、校内通級アドバイザーや言語聴覚士、作業療法士を活用する。
- (4) 通級による指導効果を高めるために、在籍校、保護者、専門家、関係諸機関等との連携を密に行う。
- (5) 教室会議やケース会議を計画的に行い、児童の認知能力を生かした指導内容や指導方法の検討、教材教具の工夫をし、教員が連携を図り指導に生かしていく。